

笹岡宏保先生による資産税特別研修

実務で確認しておきたい!!

資産税 重要 裁決事例・裁判例の確認



資産税の専門家である税理士 笹岡宏保氏を講師にお招きし、資産税の実務処理を行う上での重要項目を、生きた事例をもとに解説いたします。

会場受講
定員 50名

紹介事例・申込は裏面をご覧ください。➤

資産税(相続税・贈与税・財産評価等)の実務を極めるためには、単に、法令通達等を精読したり、実務問答集等を確認しているだけでは解釈し切れない事例もあることはご高承のとおりです。そこで、このような資産税実務をより一層高度な実践的実務レベルに引き上げてくれるものとして、国税不服審判所が示した裁決事例を確認しておくことは非常に意義深いものであると考えられます。研修会では、資産税に関する裁決事例(主に非公開とされている事例を中心として)のなかから、実務上、有益であると考えられる事例を厳選してご紹介することにします。

今回は、一工夫が必要となる土地の評価特集です!!

講師

笹岡 宏保 氏



笹岡会計事務所 所長 税理士

1962年兵庫県神戸市出身。1981年関西大学経済学部入学。1983年大原簿記専門学校非常勤講師就任。1984年税理士試験合格。1985年関西大学経済学部卒業。その後、会計事務所に勤務(主に相続・譲渡等の資産税部門の業務を担当)。1991年笹岡会計事務所設立。現在、多くのクライアントの税務申告代理を行っている一方、各税理士会の「統一研修会」等の資産税講師、民間研修機関の講師として活躍している。

【主要著書】

『<相続税・贈与税>財産評価の実務』清文社／『Q&A 税理士のための税務判断実務マニュアル』清文社／『詳解小規模宅地等の課税特例の実務 重要項目の整理と理解』清文社／『これだけはおさえておきたい相続税の実務Q&A』清文社

2016 2/2 火 10:30-17:00

会場 [八重洲] ビジョンセンター東京

受講料

会員(Farbe定額制クラブ)：無料 | 一般：特別価格 10,000円

厳選! 紹介事例

1 みなし贈与(債務免除)、取引相場のない株式(鑑定評価の合理性・広大地該当性)

- ①取引相場のない株式の発行法人に対して、当該法人に債権を有する者から債権放棄がなされた場合における当該取引相場のない株式の発行法人の株主に対する税務上の取扱いを確認する事例
- ②取引相場のない株式の発行法人の株式を純資産価額により評価する場合に、当該法人が所有する土地を不動産鑑定士による不動産鑑定評価により行うことの可否が争点とされた事例
- ③取引相場のない株式の発行法人の株式を純資産価額により評価する場合に、当該法人が所有する土地を評価通達24-4に定める広大地の評価により行うことの可否が争点とされた事例

[検討裁決事例] 平成27年3月24日裁決、関裁(諸)平26第38号

2 土地の評価(正面路線の判定・広大地の評価方法・開発行為に係る工事費用の控除の可否)

- ①南側で県道に面し、西側で市道に面している評価対象地である宅地(『路線価×奥行価格補正率』で判定した場合、県道側の路線が正面路線となる)につき、正面路線の判定方法が争点とされた事例
- ②評価対象地を評価通達24-4に定める広大地評価により行うことの可否が争点とされた事例
- ③評価対象地を評価通達24-4に定める広大地評価により行う場合に、併せて開発行為に係る工事費用を控除することの可否が争点とされた事例

[検討裁決事例] 平成16年1月29日裁決、東裁(諸)平15第161号

3 土地の評価(土地の評価単位、地積、開発困難な市街地山林該当性等)

- ①隣接する『宅地』『山林(市街地山林)』につき、評価単位を何単位とするべきかが争点とされた事例
- ②評価対象地である『山林(市街地山林)』が、開発困難な市街地山林に該当するか否かが争点とされた事例
- ③評価対象地の地積を公簿とするか否かが争点とされた事例

[検討裁決事例] 平成23年9月5日裁決、副裁(諸)平23第3号

会場案内

八重洲

ビジョンセンター東京

東京都中央区八重洲2-3-14 ケイアイ興産東京ビル 4F-7F,B1

TEL:03-3527-9841

JR東京駅 八重洲南口 徒歩2分・東京メトロ銀座線京橋駅 7番出口 徒歩2分



お申込み方法

必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。折り返し受付確認票を送付いたします。HPからもお申込みいただけます。

FAX送信先 **03-5539-3751**

HPからのお申込みはこちら <http://farbe-net.com/>

2016/2/2(火)「資産税重要裁決事例・裁判例の確認」申込書

参加者名 | フリガナ

種 別 ※いずれかの項目にチェックを入れてください。

Farbe定額制クラブ

一 般

事務所名

ご住所 〒

TEL

FAX

E-mail